

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和6年3月29日京都市条例 61号)
(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の施行により国民健康保険法の一部が改正され、並びに当該改正及び令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえて国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 退職被保険者に係る費用の調整に関する経過措置の廃止に伴う規定整備

退職被保険者に係る費用の調整に関する経過措置が廃止されることに伴い、規定を整備することとしました。

2 後期高齢者支援金等賦課額の上限額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、後期高齢者支援金等賦課額の上限額を改定することとしました。

改正前	改正後
220,000円	240,000円

3 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を改定することとしました。

区分	改正前	改正後
第17条の2第1項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	430,000円(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者等の数に290,000円を乗じて得た金額を加算した額	430,000円(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者等の数に295,000円を乗じて得た金額を加算した額

同条第2項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者等の数に535,000円を乗じて得た金額を加算した額	430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者等の数に545,000円を乗じて得た金額を加算した額
-------------------------------	---	---

注 「世帯主等」とは、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。）をいう。

「給与所得者等」とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者をいう。

「被保険者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者をいう。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 61号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号ウ中「（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「における一般被保険者が属する」を「における」に、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

第14条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の3ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第14条の7第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」及び「一般被保険者が属する」を削る。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「290,000円」を「295,000円」

に改め、同条第2項中「535,000円」を「545,000円」に改める。

第17条の5第3項後段及び第7項後段中「220,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)